

控

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書 (甲B号証)

2008(平成20)年4月25日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福田寿男
ほか39名



号 証	標 目	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 B55	意見書 写し	2008.1.16	大熊孝	1) 昭和22(1947)年カスリン台風時の八斗島地点の流量は、上流での氾濫を考慮しても最大17,000m³/秒に止まっていたと考えられること、その後の八斗島上流域の開発によって洪水流量が増大したとしても22,000m³/秒に達することはないこと。 2) 利根川治水の変遷。すなわち、明治以降の利根川治水計画は、浅間山噴火の影響を近代的な土木機械力による浚渫・掘削で解消したことに最大の特徴があるが、①「利根川東遷」が足尾鉱毒事件を受けて確定し、利根川下流が犠牲にされていること、②治水対象洪水量が3,750m³/秒から22,000m³/秒と極端に増大し、八斗島最大流量22,000m³/秒の可能性に疑問があること、③上流ダム群による5,500m³/秒の調節は完成の目途がないこと、といった問題があること(第1章)。 3) 利根川の治水対象洪水の変遷と昭和22(1947)年洪水最大流量の実態について。すなわち、①利根川の治水計画における対象洪水規模は、明治33(1900)年の計画高水流量3,750m³/秒から昭和55(1980)年の基本高水のピーク流量22,000m³/秒まで、約6倍に異例の増加をしていること、②昭和22(1947)年9月カスリン台風による烏川合流点付近の最大流量は当初15,000m³/秒と推定されていたところ、途中から17,000m³/秒とされ、安全側をとってこれが昭和24(1949)年利根川改修計画の基本高水ピーク流量に採用され、その後、昭和22(1947)年9月洪水の最大流量は八斗島地点で17,000m³/秒とされることが通例となったこと、③しかしながら、「利根川

の解析」、「カスリン颶風の研究」、「利根川に於ける重要問題」といった先人たちの研究成果に照らしても、昭和22（1947）年9月洪水の八斗島地点の最大流量は15,000m³/秒程度であったと考えるべきこと、④流出解析による昭和22（1947）年9月洪水の復元流量26,900m³/秒には十分な科学的根拠がないこと、⑤昭和55（1980）年12月の河川審議会で八斗島地点における基本高水ピーク流量は22,000m³/秒と定められ、それが平成18（2006）年2月の利根川水系河川整備基本方針に踏襲されたが、流出解析が恣意的であり、昭和22（1947）年当時と現在の利根川上流域での氾濫状況に大きな変化がないことなどから、昭和22（1947）年9月カスリン台風の降雨を前提とする限り、八斗島地点での最大流量はおおむね17,000m³/秒を超えるものではないこと（第2章）。

4) ①平成13（2001）年9月の台風15号と平成19（2007）年9月の台風9号では、10年に1回に匹敵する降雨があったにもかかわらず、八ッ場ダム予定地への実績最大流入量は計画最大流入量の28～30%に止まっていることから、八ッ場ダムの洪水調節計画が机上の計算で作られたもので吾妻川上流における洪水の流出実態とかけ離れており、八ッ場ダムによる洪水調節は明らかに不要であること、②八ッ場ダムの洪水調節計画を算出した資料として「八ッ場ダム治水計画検討報告書（1986年3月）」があるが、これを検証してみると、八ッ場ダムの最大流入量がどのような値になるかは計算者が過去の洪水のうちどれを選択するかによって変わってしまう恣意的なものであるという問題点があること、また、国交省の流出計算モデルは過大な値を算出するようになっていることが明らかであること（第3章）。



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証 拠 説 明 書(甲D号証)

2008(平成20)年4月25日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 寿 男

ほか39名



号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	鑑定意見書:ハッ場ダム湛水域斜面の地すべり危険度と地すべり対策の評価	写	H20.2.7	奥西一夫
立 証 趣 旨				
本件ダム計画においては、湛水域すべりの発生可能性についての調査・検討が不十分であり、地すべり対策も不十分であることから、本件ダム計画は発生可能性のある湛水域すべりに対する安全保障を欠き湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くこと				
甲D第14号証	1) ダム湛水域において地すべりが発生することは湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全上絶対にあってはならないこと			
	2) 林地区と上湯原地区の地すべり地形は、古期大規模地すべりと断定されることから、ダム湛水によって地すべりが再滑動する可能性があるのに、本件ダム計画における地すべり危険斜面の認識においては、前記再滑動の可能性が考慮されていないこと			
	3) 国土交通省指定の地すべり危険斜面のうち、上湯原地区の地すべりブロックに建設中の宅地造成地で、地すべりが起こったことを疑うべき継続的変位がみられるのに、同ブロックは「湛水による地すべりの可能性が考え難い場所」として地すべり対策の対象からはずされていること			
	4) 国土交通省指定の地すべり危険斜面のうち、林地区的地形・地質構造からは、同地区の地すべりブロックが相当大規模なものであると評価できるのに、国土交通省は地すべりブロック全体が動いた場合を想定せずに、小さい地すべりブロックだけを想定して対策工事を予定していることから、本件ダム計画においては、試験湛水中に大規模地すべりを起こした大滝ダムでの失敗が繰り返される可能性が高いこと			
	5) 「湛水による地すべりの可能性がある箇所」を22箇所、「地すべり対策が必要な箇所」を3箇所とする国土交通省の判断に合理的根拠がないこと			
	6) 地すべり対策が必要とされている二社平の地すべりブロックについて、同地区的地形・地質構造からは、国道交通省が対策の前提としているより広い地すべり面が想定されるべきであって、国土交通省の予定している地すべり対策では地すべりに対する安全が確保されえないこと			
	7) 横壁・西久保地区では、地すべり地として認定しなかった斜面で100メートル以上にわたり地すべりが起こった横壁・小倉地区と同様の地形・地質条件を有することから、同地区について詳細な調査をすべきであるのに、国土交通省が同地区を地すべり対策が必要な箇所に分類せず、詳細な調査を行っていないこと			
	8) 横壁・白岩沢右岸地区についての国土交通省の地すべり危険度評価は、危険度評価の対象斜面を誤り、かつ危険度評価の基準とすべき地層を誤った見当違いのこと			
	9) 本件ダム計画の地すべり対策において採用されている計画安全率が、斜面安定の見地から不適切に低く、かつ、本件ダム計画において、地すべり対策の要否を判断する際採用されている定数を基準とすると、地すべり対策が必要ないと判定される斜面において湛水時の安全率が1を下回る場合があること			



平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲号証）

2008（平成20）年4月25日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 寿 男

ほか39名



番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲12	準備書面（1 1）	H19.4. 9	茨城県知 事・茨城 県公営企 業管理者 訴訟代理 人	八ッ場ダム建設事業に対する茨城県の公 金支出の違法性が争われている水戸地方 裁判所平成16年（行ウ）第20号事件にお いて、本訴訟における原告準備書面 (8)と同内容の水戸地裁原告準備書面 7に反論するため、被告茨城県知事が國 に意見照会をして得た國からの回答に基 づき作成された被告準備書面の内容	写し

以上



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠 説明書

2008(平成20)年4月25日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福田寿男

ほか39名



証拠番号	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨など	備考
甲E21	H14八ッ場 ダム環境調査 (その2)報告書(抜粋)	株建設環境 研究所	平成15年 6月	平成14年八ッ場ダム 環境調査に関し作成された報告書の内容	写し
甲E22	H15八ッ場 ダム環境 調査業務報 告書(抜粋)	同上	平成16年 3月	平成15年八ッ場ダム 環境調査業務に関し作成された報告書の内容	写し
甲E23	H16八ッ場 ダム環境調査 報告書(抜粋)	同上	平成17年 3月	平成16年八ッ場ダム 環境調査に関し作成された報告書の内容	写し
甲E24	H15八ッ場 ダム周辺地域 猛禽類調査報 告書(抜粋)	国土環境 省	平成16年 3月	平成15年八ッ場ダム 周辺地域猛禽類調査に 関し作成された報告書 の内容	写し
甲E25	H16八ッ場 ダム周辺地域 猛禽類調査報 告書(抜粋)	同上	平成17年 3月	平成16年八ッ場ダム 周辺地域猛禽類調査に 関し作成された報告書 の内容	写し